

日本共産党区議団

小島和男

区政二ユース



2018・5
NO 895

発行

荒川区荒川2-1-3区役所内・5階控室
3802-4627
〒114-8502 arajcp@tcn-catv.ne.jp
事務所 東日暮里三・十八・四
電話三八九一・八八八四
FAX 3891・8912
自宅 東日暮里六・二十一・五
電話三八〇六・九五五二



法律相談会

6月13日(水)
午後6時より
小島和男事務所

弁護士へのご相談は小島事務所に
ご連絡下さい

<連絡先>
小島和男事務所

3891・8884
小島和男携帯電話
090・4361・9202

日暮里駅4つの改良工事を実施中

JR日暮里駅では、2020年のオリンピック開催までに4つの改良工事が行われています。

日暮里駅中央の階段北側3カ所にエレベーターを設置し、乗降客のスペースを広げます。

9・10番ホーム中央北側階段解体工事終了後にエレベーター(17名程度乗車)を設置し、順次設置工事を行います。なお中央階段南側は、従来通り階段で活用します。

JR北口にスロープを設置します。

4月25日にはJR日暮里駅北口階段に車イスなど障害者の方も利用できるスロープが設置されました。

改札内のトイレをきれいに
して個室を増やします。
5月下旬には、改札内に仮設トイレを設置して、工事を行って来月1月には新しいトイレになる予定です

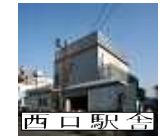
西口駅舎改良とエスカレーターを2020年までに設置します。



改札内のトイレ

解体工事の階段

JR日暮里駅構内



西口駅舎



北口のスロープ



西口駅舎完成イメージ



西口の階段

引き続き、日暮里地域のマンション建設ラッシュは続く

諏訪台中学校脇の122戸のマンションは来月5月下旬入居予定です。建設が進んでいます。



今年3月末現在、都市計画課の調査では、西日暮里7棟、355戸・東日暮里4棟254戸で、日暮里地域全体では15棟、609戸となると予想しています。区内の他地域では2・5棟です。日暮里地域ではマンション建設ラッシュと言えるものです。

これに伴い、保育園・学童クラブ・小学校の需要が増えすぎて対応できないのは困ります。マンションの在り方の検討が必要です。

今年5月は夏日が多いようです 熱中症に十分気を付けて

今年の5月は、平年より2・3度も高く、25度になる夏日も多くなると予想。しかも昼夜間の温度差10度以上が4・5月に最も多く、急激な気温の変化で、体温調節機能が低下し、熱中症のリスクが高まります。5度から15度の水分補給が必要です(冷えずすぎると下痢や脱水症状に)。また季節の変わり目で自律神経のバランスを崩すことも多いのでお気を付け下さい。



荒川遊園でヤギの赤ちゃんが誕生しました



平成30年4月2日(月曜)、あらかわ遊園のどうぶつ広場で2頭のヤギが誕生しました。

名前は「グラタン(男の子)」と「パン(女の子)」。お母さんヤギの名前が「チーズ」なので、

チーズに関連した名前です。親子3頭は現在、柵越しに見ることが可能です。お母さんヤギのお乳を飲んだり、のんびり草を食べたり、2頭で跳びはねるようにじゃれ合ったり。親子が自由気ままに穏やかな時間を過ごしている姿をお楽しみいただけます。

東日暮里5丁目に旅館業法届け出のホテルが
東日暮里5丁目3カ所に設置されています。
テック株式会社の「ステイサクラ」ホテル(9階建て)設置計画が旅館業法に基づいて保健所に申請が出されています。
カテクは、2013年に代表が民泊事業を開始15年には民泊代行サービス会社を立上げ、簡易宿所やホテル・旅館なども手掛け、共同住宅を用途変更してホテル・旅館に
住民説明会での住民からの要望に対して、フロントを設置と管理人の常駐についてはカテクと合意したようです。
ゴミ出しや深夜の騒音など近隣とのトラブルがないようにしてほしい。



民泊・簡易宿所規制条例可決

区議会閉会会議（4月24日（27日）に提案された民泊・簡易宿所規制条例が24日開催の本会議で全会一致で可決されました。

荒川区の独自規制

6月15日から国の民泊新法施行に伴い、民泊・簡易宿所について区独自に規制を強化するために、区独自の民泊規制条例制定。旅館業法施行条例改正を行いました。

国の旅館業法の改正で、ホテルは10室・旅館は5室以上の規定がホテル・旅館の区別をなくし、一室でも営業を認めるなど規制緩和を行いました。またサテライト型簡易宿所として顔認証による、TC設備があればフロントの代替を認めるものですが、顔認証システムは自治体への協力要請だけで義務付けてはいません。



ホテル・旅館について

荒川区の条例改正では、民泊だった一室を旅館業法でホテル・旅館と申請してもフロントの設置と営業従事者を常駐させる等の規定があり、

民泊営業について

認められないこととなります。民泊営業は区内全域で、土曜の午後から月曜の午前まで、年間115日間しか認めない。事業者の名称・住所・

連絡先・事業開始日などを書面で近隣住民に周知し、区に報告し、区は公表する。1km以内に管理者を常駐させなければならない。

簡易宿所について

簡易宿所は、客室の延床面積と2段ベットを使う場合の間隔への基準以外は規制なし、規制強化された民泊業者が、年間通して営業な簡易宿所に転換することが予想されます。

荒川区の条例では、フロントの設置と営業中に従事者を常駐させると独自規制を行う規定を整備しました。命令に違反したものは、5万円以下の過料を科します。

今後、条例改正に従わない民泊営業などが予想されます。区内の多くが住宅密集地域のなかでトラブルが起きないようにするための指導強化が必要です。



福島第一原発事故現場を視察

震災・災害対策委員会では4月11日に福島第一原発事故から7年が経過した現場を視察しました。

現地では、廃炉に向けた説明では、廃炉に向けて、従来の重装備から軽装備で作業できる場所が増えたと言いま



安全神話を作り出し原発再稼働を推進しようとしていますが、地震・火山噴火の多い日本で、原発事故が繰り返されないよう、今こそ、再稼働中止・原発ゼロを実現すべきです。

はしかが沖縄で流行 十分に注意しましょう

くしゃみなどがなくても空気感染、高熱や発疹が特徴で強い感染力のある麻疹（はしか）は沖縄県で台湾からの旅行者から感染し、5月3日現在患者が100名を超えており、



すでに沖縄県88名、愛知県14名、その他の県にも広がっています。

はしかの予防注射は、1978年10月～2006年3月までは、1回の接種だったため、免疫力が不十分な可能性があることから接種回数を確認してから2回目の接種を受けるよう呼び掛けています。当面、沖縄へはゼロオ児や妊婦さんは、はしかが終息するまで延期したほうが良いと厚生省が呼びかけています。

4・22 荒川市民アクションの集会・パレードに220名が参加

4月22日、荒川区役所公園で、安倍9条改憲ノー、憲法生かすことを求める荒川市民アクション主催の集会とパレードが開催され、220名が参加しました。



今回の催しには、憲法9条改憲に反対する政党・団体・個人が従来よりも幅広く参加しました。「若者と対話で良く話合えば憲法9条に反対する意味を分かってもらえる」。「安倍内閣は森友・加計疑惑、自衛隊日報隠ぺい、福田財務省事務次官のセクハラ疑惑など安倍内閣に9条改憲語る資格なし」などの訴えがありました。

パレードもサンバ調のリズムに合わせて元気なコールを行い、沿道からも頑張れの声援が寄せられるなどなごやかな取り組みとなりました。憲法記念日の5月3日にNHKの世論調査では9条改正は「必要」25%、「必要ない」57%です。国の政治の優先課題について、社会保障62%、景気・雇用対策55%などで、憲法改正は9項目の最下位6%に留まっています。

